

議案第 16 号

市川市道路占用料条例の一部改正について

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例

市川市道路占用料条例（昭和 48 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100 分の 108」を「消費税等加算率（市川市使用料条例（平成 11 年条例第 39 号）第 1 条の 2 第 1 号に規定する消費税等加算率をいう。第 7 条において同じ。）」に改める。

第 3 条中「により」の次に「その全額を」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、占用の許可を受けた者について、占用料が特に多額であると認める場合又は占用料を一時に全額徴収することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収すべき日の属する年度内において当該占用料を 4 回以内に分割して徴収することができる。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（経過措置）

第 7 条 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により消費税法第 29 条に規定する税率及び地方税法第 72 条の 83 に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に

係る経過措置を考慮して、規則で定める。

別表中備考以外の部分を別紙のように改める。

別表備考6中「土地」の次に「（令第7条第8号に掲げる施設のうち法第33条第2項第1号に規定する自動車専用道路の連結路附属地に設けるもの及び令第7条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の第3条及び別表の規定は、平成27年4月1日以後の占用に係る道路占用料について適用し、同日前の占用に係る道路占用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,240
	第2種電柱		2,720
	第3種電柱		3,240
	第1種電話柱		1,290
	第2種電話柱		1,770
	第3種電話柱		2,300
	その他の柱類		180
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	23
	地下に設ける電線その他の線類		12
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,800
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,230
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	13,270
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,000	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	97
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120
	外径が0.1メートル以上		150

	0.15メートル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			180
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			370
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			370
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			900
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			900
	外径が1メートル以上のもの			1,760
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,600
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			6,630
	地下に設ける通路			3,980
	その他のもの			3,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	37
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,100
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,100
		その他のもの	表示面積1平	13,270

		の	方メートルにつき1年	
	標識		1本につき1年	2,440
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	37
	その他のもの		1本につき1月	1,100
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	37
	その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	1,100
アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	11,060
	その他のもの			5,530
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	4,610
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	1,100
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				300
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条	建築物			Aに0.012

第 9 号に 掲げる施設		を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.009 を乗じて得た額
令第 7 条 第 10 号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	A に 0.02 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.009 を乗じて得た額
令第 7 条 第 11 号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	A に 0.012 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.02 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具		A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条 第 13 号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるもの	A に 0.012 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.02 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額

## 理 由

受益者負担の適正化を図るため、道路占用料の額を見直し、道路法施行令に合わせて占用物件を追加するとともに、道路占用料の分割納付に関する規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。